

北海道告示第11283号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年10月17日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その13)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 防災訓練等参加事業 大規模地震を想定して実施される予定の広域医療搬送実働訓練など、国又は国と地方公共団体との合同で実施される総合防災訓練へのDMAT(災害派遣医療チーム)の参加を促進することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>道からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者</p>	<p>国が主催する総合防災訓練参加に要した経費(旅費、通信運搬費、借料及び損料、燃料費)</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療推進局地域医療課</p>		<p>実績報告は要しない</p>
<p>2 専門医認定支援事業 新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援を行う</p>	<p>次の者のうち、厚生労働大臣が適当と認める者 1 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受</p>	<p>指導医の派遣等(代替医師雇上及び出張指導)に必要な次に掲げる経費 (1) 職員基本給 (2) 職員諸手当</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域医療推進局地域医療課</p>		

<p>ことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>けた病院又は診療所の開設者 2 医療法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者</p>	<p>(3) 非常勤職員手当 (4) 旅費 (5) 諸謝金 (6) 社会保険料</p>	<p>り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>3 産科医療機関確保事業 分娩を取り扱う産科医療機関が減少している現状を踏まえ、身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、産科医療機関の運営に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他知事が認める者</p>	<p>産科医療機関確保事業に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料）</p>	<p>10分の10以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村の場合を除く。) 保福第297号様式 保福第298号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第299号様式 保福第300号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局保健環境部長又は地域室長を経ること(札幌市、小樽市、函館市旭川の場合)。</p>
<p>4 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金 病院、有床診療所及び入院施設を有する助産所（以下「有床診療所等」という。）において、防</p>	<p>市町村等（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。）医療法人、社会福祉法人、その他知事が適当と認める者</p>	<p>有床診療所等のうち、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び道内各市町村の火災予防条例により、スプリンクラー等の設置が義務づけら</p>	<p>スプリンクラー整備 2分の1 自動火災報知設備整備 10分の10 (定額)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第467号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第467号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医薬業務課</p>		

<p>火設備を整備することにより、医療機関の防火体制の充実及び強化を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>		<p>れていない病床又は入所施設（平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たにスプリンクラー等の整備を実施する義務の生じた病床、施設を含む。）を有している棟に係る次に掲げる防火設備の整備等に要する工事費又は工事請負費</p> <p>1 スプリンクラー （パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む。）整備</p> <p>2 自動火災報知設備整備 （新設する場合）</p>	<p>（寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>5 北海道新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業 新型コロナウイルス</p>		<p>職域接種会場の設置、運営に係る経費のうち、国が都道府県による大</p>		<p>(1) 実績による交付申請を行わない場合 ・保福第1の2号様式 ・保福第1の30号様式 ・保福第1の31号様式 ・新型コロナウイルス</p>	<p>・保福第1の2号様式 ・保福第1の30号様式 ・保福第1の31号様式 ・新型コロナウイルス</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部</p>		<p>実績による交付申請を行う</p>

<p>スワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、企業や大学等の職域（学校等を含む。）単位でワクチン接種をする企業や大学等に補助金を交付することによりワクチン接種を促進することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>		<p>規模接種会場の設置等に対して行う支援（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金）と同等の経費</p>	<p>ワクチン接種体制支援事業における職域接種の事業計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保福第1の16号様式 ・保福第1の18号様式 ・保福第1の20号様式 ・保福第1の32号様式 ・その他交付要綱において別に指示する書類 <p>(2) 実績による交付申請を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保福第1の2号様式 ・保福第1の30号様式 ・保福第1の31号様式 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書 ・その他交付要綱において別に指示する書類 	<p>ワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他交付要綱において別に指示する書類 		<p>感染症対策局感染症対策課</p>	<p>場合は実績報告を要さない。</p>
<p>職域追加接種(オミクロン株対応)会場での接種</p>	<p>職域接種（令和4年9月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に規定する接種を指す。）のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものを実施す</p>		<p>10分の10以内</p> <p>(職域接種会場における総接種回数×1,500円を上限とする実支出額)</p>				

		<p>る者であって、以下の条件に該当する者</p> <p>1 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、統合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの</p> <p>2 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの</p>						
	<p>職域追加接種（3回目接種）会場での接種</p>	<p>職域接種（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加</p>						

接種（3回目接種）
の職域接種に係る
職域接種の開始に
ついて」に規定す
る接種を指す。）
のうち外部の医療
機関が出張して実
施する形態のもの
を実施する者であ
って、以下の条件
に該当する者

- 1 中小企業（中
小企業基本法（昭
和38年法律第154
号）第2条第1
項に規定する中
小企業を指す。
以下同じ。）が
商工会議所、統
合型健保組合、
業界団体等複数
の企業で構成さ
れる団体を事務
局として共同実
施するもの
- 2 大学、短期大
学、高等専門学
校、専門学校（以
下「大学等」と
いう。）の職域
接種で所属の学
生も対象とし、
文部科学省が別
に定める地域貢
献の基準を満た

	すもの							
職域初回接種会場での接種	<p>職域接種(令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。)のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものを実施する者であって、以下の条件に該当する者</p> <p>1 中小企業が商工会議所、統合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの</p> <p>2 大学等の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの</p>		10分の10以内					
			(職域接種会場における総接種回数×1,000円を上限とする実支出額)					